



請願第1-3号

件名

白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する請願書

紹介議員

下松 俊雄

畠岡 洋二
大貫 子尋

石田 守夫

安見 長光

2019年11月21日

笠間市議会議長 飯田 正憲 様

請願者

茨城県水戸市宮町1丁目216-12

全国自動車交通労働組合茨城地方本部

執行委員長 [REDACTED]



白タク行為の容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書に関する請願書

タクシー事業など一般乗用旅客自動車運送事業を営む際は、道路運送法の規定による許可が必要ですが、その許可を得ることなく、「ライドシェア実験」と称したいわゆる「白タク」行為を開始した企業が、国土交通省から同法に抵触するおそれがあるとして指導を受けました。一方で、こうした行為を容認すべきとする動きが活発化しています。インターネットを活用した白タク行為を合法化するために、道路運送法の改正等について、「シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備」として、政府・自民党の各関係機関に対し要望等が行われています。また、国家戦略特別区域諮問会議においては、更なる規制改革事項として、「過疎地域等における自家用車ライドシェアの拡大」を旨とする意見が出されています。

超高齢社会における利用者ニーズの多様化、訪日外国人の増加、IT環境の進展などを勘案しての動きと推察しますが、もとよりこの問題において最も重視されるべきことは、交通政策基本法及びこれを踏まえた関係法令の精神たる「安全の確保」であることは論を待たないところです。

仮に、こうした行為が無秩序に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化し、ひいては地方創生の一端を担う地域公共交通に大きな混乱を来すおそれは否めません。こうした安全性を損ねることに繋がりかねない規制改革は容易に認めることにいきません。

そこで、「国においては、一部地域での交通弱者への配慮をしつつも、白タク行為の容認を旨とした規制改革は自粛を求める」意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国会はじめ関係機関へ提出していただきますよう請願いたします。